

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	5	府省庁名 文部科学省
対象税目	個人住民税、法人住民税（都道府県民税、市町村民税）、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、地方消費税、ゴルフ場利用税、都市計画税	
要望項目名	義務教育学校の創設に係る税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          現行の小学校・中学校等に加え、義務教育として行われる普通教育を提供することを目的とした学校教育法第1条に規定する新たな学校の種類として、義務教育学校を創設。</p> <p style="text-align: center;">平成27年6月24日 学校教育法等の一部を改正する法律公布          （施行期日：平成28年4月1日）</p> <p>・特例措置の内容          義務教育学校にも、従来小学校・中学校に適用されていた非課税措置等を義務教育学校に適用できるよう所要の措置を講ずるもの。</p>	
関係条文	<p>都道府県民税：地方税法第25条第1項・第2項、地方税施行令第7条の4、第7条の5          事業税：地方税法第72条の5、地方税施行令第15条          地方消費税：地方税法第72条の78          不動産取得税：地方税法第73条の4、地方税法施行規則第36条の8、第36条の8の2          ゴルフ場利用税：地方税法第75条の3、地方税法施行規則第8条の12          市町村民税：地方税法第296条、地方税法施行令第47条          固定資産税：地方税法第348条第2項、地方税法施行令第51条の8、第51条の15の6          事業所税：地方税法第701条の34第1項・第2項、第701条の73、地方税法施行令第56条の22          都市計画税：地方税法第702条の2</p>	
減収見込額	<p>[初年度]       —       (       )       [平年度]       —       (       )       </p> <p>[改正増減収額]       —       (       )       (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的          義務教育学校における教育に要する費用の低廉化および義務教育学校における教育活動の実施の円滑化を図り、もって義務教育の質の向上及び義務教育段階における教育費負担の軽減を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性          小学校から中学校に進学する際に、いじめ・不登校・暴力行為が増えるいわゆる「中一ギャップ」への対応や、学力の向上等を狙いとして、各市区町村では小中一貫教育の導入を進めており、現在全体の約1割の公立小・中学校が小中一貫教育を実施し顕著な成果を挙げている。このような現状に鑑み、学校設置者が小中一貫教育の実施を希望する場合により効果的かつ継続的・安定的に実施できるよう、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから9年間一貫して施す新たな学校の種類である「義務教育学校」を創設することとしている。          義務教育学校は、義務教育を提供するという点において既存の小・中学校と同様であるため、小・中学校に適用されている非課税措置と同様の税制上の支援措置が必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>●教育振興基本計画 基本施策10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築</p> <p>●教育再生実行会議第五次提言「今後の学制等の在り方について」 1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。 (2)小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する。</p>
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期間の定めのない支援措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	義務教育学校は、義務教育を提供するという点において既存の小・中学校と同様であるため、小・中学校に適用されている非課税措置と同様の税制上の支援措置を行うことは妥当である。
	ページ	5—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規要望